

○退職手当の支給制限等の通知書についての要綱

制 定 平 28. 3. 24 決裁

(退職手当支給制限処分書の様式)

**第1条** 職員の退職手当に関する条例（昭和59年大和川右岸水防事務組合条例第7号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定による処分に係る同条第1項の通知書の様式及び条例第13条第1項（同項第1号又は第2号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第5項において準用する条例第11条第2項の通知書の様式は、別記様式第1のとおりとする。

2 条例第13条第1項（同項第3号に該当する場合に限る。）又は第2項の規定による処分に係る同条第5項において準用する条例第11条第2項の通知書の様式は、別記様式第2のとおりとする。

(退職手当支払差止処分書の様式)

**第2条** 条例第12条第1項の規定による処分に係る同条第10項において準用する条例第11条第2項の通知書の様式は別記様式第3のとおりとする。

2 条例第12条第2項（同項第1号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第10項において準用する条例第11条第2項の通知書の様式は、別記様式第4のとおりとする。

3 条例第12条第2項（同項第2号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第10項において準用する条例第11条第2項の通知書の様式は、別記様式第5のとおりとする。

4 条例第12条第3項の規定による処分に係る同条第10項において準用する条例第12条第2項の通知書の様式は、別記様式第6のとおりとする。

(退職手当返納命令書の様式)

**第3条** 条例第14条第1項（同項第1号又は第2号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第6項において準用する条例第11条第2項の通知書の様式は、別記様式第7のとおりとする。

2 条例第14条第1項（同項第3号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第6項又は条例第15条第1項の規定による処分に係る同条第

2項において準用する条例第11条第2項の通知書の様式は、別記様式第8のとおりとする。

(条例第16条第1項に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書の様式)

**第4条** 条例第16条第1項の規定による通知に係る通知書の様式は、別記様式第9のとおりとする。

(退職手当相当額納付命令書の様式)

**第5条** 条例第16条第1項又は第2項の規定による処分に係る同条第6項において準用する条例第11条第2項の通知書の様式は、別記様式第10のとおりとする。

2 条例第16条第3項又は第4項の規定による処分に係る同条第6項において準用する条例第11条第2項の通知書の様式は、別記様式第11のとおりとする。

#### **附 則**

この要綱は公布の日より施行する。

様式第1 (表) (第1条第1項関係)

退職手当支給制限処分書

年 月 日

様

大和川右岸水防事務組合 事務局長 印

職員の退職手当に関する条例 第11条第1項 第13条第1項 の規定により、一般の退職手当等の全

部または一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。

なお、この処分についての異議申立ては、行政不服審査法及び地方自治法第206条の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に管理者大阪市長に対してすることができる（この場合において、上記の異議申し立てに対する決定に不服があるときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、公平委員会に対して審査請求をすることができる。）。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に大和川右岸水防事務組合を被告として（被告を代表する者は管理者大阪市長）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる（なお、その裁決又は決定の日の翌日から起算して6箇月以内であっても、その裁決又は決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金

円

(処分前の一般の退職手当等の額)	円
(処分後に支払われる一般の退職手当等の額)	円

様式第 1 (裏)

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間) 年 月
(退職年月日) 年 月 日	
(退職時の所属名)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 ( 職 級 号給)
(支給制限処分の理由)	
(職員の退職手当に関する条例第 1 1 条第 1 項で定める事情に関し勘案した内容についての説明)	

備考

勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第 7 条第 1 項に規定する勤続期間をいう。

様式第2（表）（第1条第2項関係）

退職手当支給制限処分書

年 月 日

様

大和川右岸水防事務組合 事務局長 印

職員の退職手当に関する条例 第13条第1項 の規定により、一般の退職手当等の全  
第13条第2項

部または一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。

なお、この処分についての異議申立ては、行政不服審査法及び地方自治法第206条の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に管理者大阪市長に対してすることができる（この場合において、上記の異議申し立てに対する決定に不服があるときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、公平委員会に対して審査請求をすることができる。）。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に大和川右岸水防事務組合を被告として（被告を代表する者は管理者大阪市長）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる（なお、その裁決又は決定の日の翌日から起算して6箇月以内であっても、その裁決又は決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金

円

(処分前の一般の退職手当等の額)	円
(処分後に支払われる一般の退職手当等の額)	円

様式第2（裏）

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間) 年 月
(退職年月日) 年 月 日	
(退職時の所属名)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 ( 職 級 号給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)	
(職員の退職手当に関する条例第11条第1項で定める事情に関し勘案した内容についての説明)	

備考

勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

様式第3（表）（第2条第1項関係）

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

大和川右岸水防事務組合 事務局長 印

職員の退職手当に関する条例第12条第1項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての異議申立ては、行政不服審査法及び地方自治法第206条の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に管理者大阪市長に対してすることができる（この場合において、上記の異議申し立てに対する決定に不服があるときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、公平委員会に対して審査請求をすることができる。）。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、管理者大阪市長に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に大和川右岸水防事務組合を被告として（被告を代表する者は管理者大阪市長）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる（なお、その裁決又は決定の日の翌日から起算して6箇月以内であっても、その裁決又は決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

様式第3（裏）

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間) 年 月
(退職年月日) 年 月 日	
(退職時の所属名)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 ( 職 級 号給)
(支払差止処分理由)	
<p>(支払差止処分の取消し)</p> <p>この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合</li> <li>2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）</li> <li>3 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事実に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合</li> </ol>	

備考

勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。



様式第4（表）（第2条第2項関係）

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

大和川右岸水防事務組合 事務局長 印

職員の退職手当に関する条例第12条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての異議申立ては、行政不服審査法及び地方自治法第206条の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に管理者大阪市長に対してすることができる（この場合において、上記の異議申し立てに対する決定に不服があるときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、公平委員会に対して審査請求をすることができる。）。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、管理者大阪市長に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に大和川右岸水防事務組合を被告として（被告を代表する者は管理者大阪市長）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる（なお、その裁決又は決定の日の翌日から起算して6箇月以内であっても、その裁決又は決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

様式第4（裏）

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間) 年 月
(退職年月日) 年 月 日	
(退職時の所属名)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 ( 職 級 号給)
(公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める理由)  (思料される犯罪に係る罰条： )	
<p>(支払差止処分の取消し)</p> <p>この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合</li> <li>2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、職員の退職手当に関する条例第13条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から6箇月を経過した場合</li> <li>3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、職員の退職手当に関する条例第13条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合</li> <li>4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合</li> </ol>	

備考

勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

様式第5（表）（第2条第3項関係）

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

大和川右岸水防事務組合 事務局長 印

職員の退職手当に関する条例第12条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての異議申立ては、行政不服審査法及び地方自治法第206条の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に管理者大阪市長に対してすることができる（この場合において、上記の異議申立てに対する決定に不服があるときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、公平委員会に対して審査請求をすることができる。）。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、管理者大阪市長に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に大和川右岸水防事務組合を被告として（被告を代表する者は管理者大阪市長）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる（なお、その裁決又は決定の日の翌日から起算して6箇月以内であっても、その裁決又は決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

様式第5（裏）

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間)
(退職年月日) 年 月 日	年 月
(退職時の所属名)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 ( 職 級 号給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	
<p>(支払差止処分の取消し)</p> <p>この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合</li> <li>2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、職員の退職手当に関する条例第13条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から6箇月を経過した場合</li> <li>3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、職員の退職手当に関する条例第13条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合</li> <li>4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合</li> </ol>	

備考

勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

様式第 6 (表) (第 2 条第 4 項関係)

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

大和川右岸水防事務組合 事務局長 印

職員の退職手当に関する条例第 1 2 条第 3 項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての異議申立ては、行政不服審査法及び地方自治法第 206 条の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に管理者大阪市長に対してすることができる（この場合において、上記の異議申し立てに対する決定に不服があるときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して 30 日以内に、公平委員会に対して審査請求をすることができる。）。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して 60 日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、管理者大阪市長に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に大和川右岸水防事務組合を被告として（被告を代表する者は管理者大阪市長）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができる（なお、その裁決又は決定の日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、その裁決又は決定の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

様式第6（裏）

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間) 年 月
(退職年月日) 年 月 日	
(退職時の所属名)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 ( 職 級 号給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	
<p>(支払差止処分の取消し)</p> <p>この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この処分を受けた者が職員の退職手当に関する条例第13条第2項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合</li> <li>2 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合</li> </ol>	

備考

勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

様式第7（表）（第3条第1項関係）

退職手当返納命令書

年 月 日

様

大和川右岸水防事務組合 事務局長 印

職員の退職手当に関する条例第14条第1項の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち、下記の金額の返納を命じる。

なお、この処分についての異議申立ては、行政不服審査法及び地方自治法第206条の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に管理者大阪市長に対してすることができる（この場合において、上記の異議申立てに対する決定に不服があるときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、公平委員会に対して審査請求をすることができる。）。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に大和川右岸水防事務組合を被告として（被告を代表する者は管理者大阪市長）提起することができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる（なお、その裁決又は決定の日の翌日から起算して6箇月以内であっても、その裁決又は決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金

円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)	円
(職員の退職手当に関する条例第14条第1項の規定により控除される失業者退職手当額)	円

様式第7（裏）

（退職をした者の氏名）

（返納命令の理由）

（職員の退職手当に関する条例第11条で定める事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明）



様式第8 (表) (第3条第2項関係)

退職手当返納命令書

年 月 日

様

大和川右岸水防事務組合 事務局長 印

職員の退職手当に関する条例 第14条第1項 第15条第1項 の規定により、既に支払われた一般の

退職手当等の額のうち、下記の金額の返納を命じる。

なお、この処分についての異議申立ては、行政不服審査法及び地方自治法第206条の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に管理者大阪市長に対してすることができる（この場合において、上記の異議申し立てに対する決定に不服があるときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、公平委員会に対して審査請求をすることができる。）。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に大和川右岸水防事務組合を被告として（被告を代表する者は管理者大阪市長）提起することができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる（なお、その裁決又は決定の日から起算して6箇月以内であっても、その裁決又は決定の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金

円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)		円
(職員の退職手当に関する条例	第14条第1項 第15条第1項	の規定により控除される失業者退職手当額)
		円

様式第8（裏）

（退職をした者の氏名）

（懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由）

（職員の退職手当に関する条例第11条で定める事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明）

様式第9（表）（第4条関係）

職員の退職手当に関する条例第16条第1項に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書

年 月 日

様

大和川右岸水防事務組合 事務局長 印

下記の退職をした者に対しその退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、その者がその一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があるため、職員の退職手当に関する条例第16条第1項の規定により通知する。

この通知をした機関は、この通知が到達した日の翌日から起算して6箇月以内に限り、この通知を受けた者に対し、下記の退職をした者が既に支払われた一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、その一般の退職手当等の額（下記の退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

記

金

円

(退職をした者の氏名)

円

(退職手当受給者の氏名)

円

様式第9（裏）（第4条関係）

<p>（既に支払われた一般の退職手当等の額）</p> <p style="text-align: right;">円</p>
<p>（職員の退職手当に関する条例第16条第1項の規定により控除される失業者退職手当額）</p> <p style="text-align: right;">円</p>
<p>（懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由）</p>

様式第 10 (表) (第 5 条関係)

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

様

大和川右岸水防事務組合 事務局長 印

職員の退職手当に関する条例 第 16 条第 1 項 の規定により、退職手当の受給者に対  
第 16 条第 2 項

し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち、下記の金額の納付を命じる。

なお、この処分についての異議申立ては、行政不服審査法及び地方自治法第 206 条の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に管理者大阪市長に対してすることができる（この場合において、上記の異議申し立てに対する決定に不服があるときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して 30 日以内に、公平委員会に対して審査請求をすることができる。）。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に大和川右岸水防事務組合を被告として（被告を代表する者は管理者大阪市長）提起することができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができる（なお、その裁決又は決定の日から起算して 6 箇月以内であっても、その裁決又は決定の日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金

円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)		円
(退職手当受給者の氏名)		
(職員の退職手当に関する条例	第 17 条第 1 項 の規定により控除される失業者退職手当 第 17 条第 2 項 額)	円

様式第 10 (裏) (第 5 条関係)

(退職をした者の氏名)	円
(退職手当の受給者の氏名)	円
(納付命令の理由)	
(職員の退職手当に関する条例第 16 条で定める事情に関し勘案した内容についての説明)	

様式第 11 (表) (第 5 条第 2 項関係)

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

様

大和川右岸水防事務組合 事務局長 印

職員の退職手当に関する条 第 1 6 条第 3 項 の規定により、退職手当の受給者に対  
例 第 1 6 条第 4 項

し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち、下記の金額の返納を命じる。

なお、この処分についての異議申立ては、行政不服審査法及び地方自治法第 206 条の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に管理者大阪市長に対してすることができる (この場合において、上記の異議申し立てに対する決定に不服があるときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して 30 日以内に、公平委員会に対して審査請求をすることができる。)

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に大和川右岸水防事務組合を被告として (被告を代表する者は管理者大阪市長) 提起することができる (なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)

ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができる (なお、その裁決又は決定の日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、その裁決又は決定の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)

記

金

円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)		円
(退職手当受給者の氏名)		
(職員の退職手当に関する条例	第 1 6 条第 3 項 第 1 6 条第 4 項	の規定により控除される失業者退職手当額)
		円

様式第 11 (裏) (第 5 条第 2 項関係)

(退職をした者の氏名)	円
(退職手当の受給者の氏名)	円
(納付命令の理由)	
(職員の退職手当に関する条例第 16 条で定める事情に関し勘案した内容についての説明)	